

令和3年4月1日から建築主事の建築確認区分を変更します

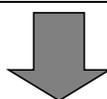
■変更となる確認区分

■対象

「建築物で階数が4以上のもの」
 「昇降機（階数が4以上の建築物に設けるもの）」
 「建築基準法施行令第138条第2項の工作物」

変更前

建築確認区分
県下全域（鹿児島市を除く。）について 本庁に置く建築主事



変更後（R3.4.1以降）

建築確認区分
建築場所（鹿児島市を除く。）を所管区域とする 振興局・支庁・事務所等に置く建築主事

■鹿児島県の所管区域及び建築確認区分（令和3年4月1日以降）

建築主事の区分 （以下に置く建築主事）	電話番号 FAX番号	所轄区域及び建築確認区分
鹿児島地域振興局建設部 土木建築課	099-805-7336 099-805-7389	日置市 いちき串木野市 鹿児島郡
南薩地域振興局建設部 土木建築課	0993-52-1395 0993-52-1371	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
北薩地域振興局建設部 土木建築課	0996-25-5292 0996-25-5293	阿久根市 出水市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡
始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課 及び 同 伊佐市駐在	0995-63-8371 0995-63-8345 伊佐市駐在 0995-23-5155 0995-23-5166	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡
大隅地域振興局建設部 土木建築課	0994-52-2188 0994-52-2180	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡
熊毛支庁建設部建設課	0997-22-1867 0997-23-1460	西之表市 熊毛郡（屋久島町を除く。）
熊毛支庁屋久島事務所 建設課	0997-46-2213 0997-46-3049	屋久島町
大島支庁建設部建設課	0997-57-7344 0997-57-7362	奄美市 大島郡（徳之島町、天城町及び伊仙町 を除く。）
大島支庁徳之島事務所 建設課	0997-82-1251 0997-83-3092	徳之島町 天城町 伊仙町

注）薩摩川内市，霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては，建築基準法施行令第148条第1項第1号及び第2号を除く。